⑶　報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
①　外部顧客への売上高
②　事業セグメント間の内部売上高又は振替高
③　減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
④　のれんの償却額
⑤　受取利息
⑥　支払利息
⑦　持分法投資利益
⑧　持分法投資損失
⑨　特別利益（主な内訳を含む。）
⑩　特別損失（主な内訳を含む。）
⑪　税金費用（法人税等及び法人税等調整額）
⑫　①から⑪までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（中間連結損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）

⑷　報告セグメントの資産に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの資産の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
①　当中間連結会計期間の末日における持分法適用会社への投資額
②　当中間連結会計期間における有形固定資産及び無形固定資産の増加額

７．「４．報告セグメント合計額と第二種中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

⑴　報告セグメントの売上高の合計額と中間連結損益計算書の売上高計上額
⑵　報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額
⑶　報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額
⑷　報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額
⑸　報告セグメントのその他の項目（⑴から⑷までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の第二種中間連結財務諸表計上額

８．７．において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

９．連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。